

和木町

Waki Town Life Guide Book 2026

暮らしの便利帳

和木町ガイド

和木町の魅力再発見！

行政ガイド

様々な手続きなど

生活ガイド

暮らしに関する情報

\\ イッツ・ア・スモール・和木町 //

わが街
事典®

和木町

株式会社サイネックス

🔍 和木町ガイド

4

🔥 防災・救急

12

📄 届け出・証明

14

💰 税金・保険料等

16

💖 保険・年金

17

👨‍👩‍👧 福祉・健康

20

👶 子育て

24

👤 生涯学習・
教育・保育

25

👥 相談

26

🚌 あいあいバス
(コミュニティバス)

27

🗑️ 生活・環境

28

📖 生活ガイド

32

和木町役場

〒740-8501

山口県玖珂郡和木町

和木1丁目1番1号

TEL 0827-52-2135 (代表)

FAX 0827-52-5313

<https://www.town.waki.lg.jp/>



未来が変わる。
化学が変える。

0→1 MAKE IT HAPPEN

それは、
ゼロからイチを生み出す化学の力で
多様な未来社会を実現すること。

全人類が夢想する
誰もが心地よく生きられる未来の社会へ
化学の力が変えていく。

それが、三井化学の存在意義。



三井化学

岩国大竹工場
〒740-0061 山口県玖珂郡和木町和木6-1-2
TEL:0827-53-9010

いつでも！誰でも！どこからでも！

和木町 暮らしの便利帳



電子ブック案内

2026年10月より公開



タブレット

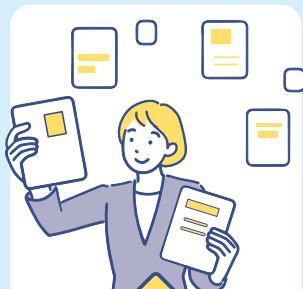


パソコン



スマートフォン

電子ブックはこんなときに活用できます



このまちの
手続きを知りたい



友だちに
地元の特徴を伝えたい



地元目線の
観光情報を知りたい

ブックマークは
こちらから



町長あいさつ



和木町長
坂本 啓三

町民の皆さまには、日頃より町行政に深いご理解とご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

町では、「緑の風薫る文化のまち和木町」を将来都市像として、子育て支援と教育の充実を重点施策に掲げ、文化的で魅力のある、そして活力みなぎる町を目指し、和木町独自の特色を生かした事業に積極的に取り組んでいるところです。

このたび、令和5年4月に株式会社サイネックスとの官民協働事業により発行した「和木町暮らしの便利帳」を、最新の内容に改定し、発行いたしました。この暮らしの便利帳は、役場の窓口での各種手続きや防災・医療・福祉など、町民の皆さまの暮らしに役立つ情報を分かりやすく掲載しております。皆さまの近くに置いていただき、日々の生活にご活用いただければ幸いです。

結びに、発行にあたってご支援・ご協力をいただきました事業者の皆さまに、厚くお礼申し上げます。

令和8年10月

Contents

目次



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

- 1 町長あいさつ
- 2 Contents
- 3 Life Cycle Index



和木町ガイド

4

- 4 和木町のプロフィール
- 6 お祭り・イベント
- 8 蜂ヶ峯総合公園
- 一般社団法人
- 9 和木町地域振興協会
- 10 和木町の魅力を紹介
- 11 和木町電話番号一覧



防災・救急

12

- 12 町がお知らせする避難情報
- 13 消防・防犯



届け出・証明

14

- 14 届け出
- 14 印鑑登録
- 15 マイナンバー制度
- 15 各種証明書発行(手数料)



税金・保険料等

16

- 16 税金・保険料等の種類・納期について
- 16 国税・県税についての
お問い合わせは



保険・年金

17

- 17 国民健康保険
- 17 国民健康保険料
- 18 後期高齢者医療制度
- 19 国民年金



福祉・健康

20

- 20 介護保険制度
- 21 要介護認定までの流れ
- 22 障がい者福祉
- 22 健康診査
- 23 予防接種



子育て

24



生涯学習・ 教育・保育

25

- 26 町ぐるみ「和木学園」事業
和木町向学支援事業
(検定助成事業)のご案内
- 26 和木町立図書館



相談

26

- 26 各種相談



あいあいバス (コミュニティバス)

27



生活・環境

28

- 28 ごみ
- 29 犬の登録・狂犬病予防接種
- 30 上水道
- 31 下水道



生活ガイド

32

※生活ガイドは、暮らしに役立つ情報を掲載
しており、有料広告ページとなります。

- 32 住まいの基礎知識

広 告

家電販売修理・住宅リフォーム
電気配線・水道配管 設計施工修理承ります

双 扶 有 限 公 司

玖珂郡和木町関ヶ浜1-9-11

☎ 0827-52-8400・FAX 0827-52-8402

携帯電話 090-6840-7484

FUJITA

INDUSTRIAL CORPORATION



一般土木工事

法面工事

型枠工事

伐採

水道工事

藤田工業 株式会社

本 社／〒741-0083 山口県岩国市御庄5丁目108-3 TEL 0827-45-1155
和木営業所／〒740-0061 山口県玖珂郡和木町和木1丁目13-7



藤田工業 株式会社

検索

Life Cycle Index

ライフサイクルインデックス

緊急時

●防災…P12
●火災…P13

- 出生届…P14
- 国民健康保険…P17
- 予防接種…P23
- 妊産婦・乳幼児健康診査…P24

- 子ども医療費…P24
- 子ども園…P25

- こども園、小・中学校…P25
- 就学援助制度など…P25
- 図書館…P26

- 国民健康保険…P17
- 国民年金…P19

誕生



育児



教育



成人

戸籍の届出・各種登録は、町役場へ届け出てください

引っ越しに
関する届出

P14. 出生届

赤ちゃんが生まれたら
生まれた日から
14日以内に届出

P14. 婚姻届

結婚したら
届け出た日から効力

P14. 転入届

引っ越ししてきたら
引っ越ししてきた日から14日以内に届出

P14. 死亡届

家族が亡くなったら
死亡の事実を知った日
から7日以内に届出

P14. 印鑑登録

必要な方

P14. 転出届

町外へ引っ越ししていくとき
引っ越し日の約14日前から届出

P14. 転居届

町内で住まいが変わったら
引っ越しした日から14日以内に届出

老後



- 後期高齢者医療制度…P18
- 国民年金…P19
- 介護保険…P20

生活



- 税金…P16
- 国民健康保険…P17
- 国民年金…P19
- 健康診査…P22
- 予防接種…P23
- ごみ…P28
- 上水道…P30
- 下水道…P31

結婚



- 戸籍…P14
- 婚姻届…P14

広 告



特定建設業
株式会社

和 木 商 事

本 社 玖珂郡和木町関ヶ浜1丁目6-20
岩国支店 岩国市装束町1丁目9-25
大竹支店 広島県大竹市立戸4丁目2470-13

TEL 0827-52-8813

TEL 0827-23-6665

TEL 0827-52-3523

※ 一般住宅・事務所・ビル等 解体工事のご依頼も!!



土地・建物・借家のご相談はお気軽に!!

山口県知事免許(4)第3348号

不動産売買賃貸仲介/ニューインディア保険代理店



株式会社和木不動産

和木町和木1丁目6-10 ☎0827-52-2729
FAX 0827-53-2515

<https://www.wakifudousan.jp>

E-mail: info@wakifudousan.jp

和木町のプロフィール

豊かに暮らせる夢のまち
未来に生きる若いまち 緑の風薫る文化のまち



和木町ガイド



和木町の概要

本町は、山口県の東端に位置し、小瀬川を挟んで広島県と隣接しています。町域は岩国市、北は広島県大竹市と接し、東は瀬戸内海に面しています。

人口と世帯数

令和8年8月1日現在

人口
5,553人

男性
2,712人

女性
2,841人

世帯数
2,549世帯

位置と面積

- 北緯34度12分8.6秒
- 東経132度13分12.7秒
- 海拔 2.3m
- 東西 5.7km
- 南北 3.2km
- 面積 10.58km²

広告

『お客様の日常に安心と信頼をお届けします』



(有)カシヤマ総合保険

損害保険代理店 生命保険募集代理店

〒740-0061 山口県玖珂郡和木町和木1-12-40-3

TEL(0827)52-5000

FAX(0827)52-3896



～解体からはじまる未来への手助け～



総合解体・土木
管理 施工

株式会社 エージェントY

本社 〒740-0061 山口県玖珂郡和木町和木1丁目1-16-14
岩国営業所 〒742-0335 山口県岩国市玖珂町5369-5

TEL(0827)52-1232 FAX(0827)82-5969

URL:agent-y.jp

岩国EGG事業協同組合



私どもの組合では、外国人技能実習生、特定技能外国人の受入・監理・支援等の事業を行っています。

<取扱い職種>

惣菜製造業・とび・建設機械施工・水産加工食品製造・工業包装等
職種や、受け入れ国などお気軽にご相談下さい。

お気軽にお問合せください

【本社】山口県玖珂郡和木町和木5丁目2番39号

岩国EGG事業協同組合

検索

☎0827-28-6512

町章

昭和28年7月制定



「ワキ」を図化したもので、大きな円は円満融和を、中央の木の形は躍進を続ける町の発展を表している。

町の花

昭和55年11月1日制定



ツツジ

町の木

昭和55年11月1日制定



ヤマモモ

シンボルマーク



和木町の未来に向かって大きく成長する姿を「木」にイメージしてシンボライズしました。

蜂ヶ峯総合公園キャラクター



はっち

キャッチフレーズ

緑の風薫る文化のまち和木町

和木町の地域特性を生かしたうまいおいのある豊かなまちを構築し、快適な生活環境のもとであたたかい心のきずなで結ばれたまち、産業や教育・文化の息づくまちを創りあげるため、本町の将来都市像を「緑の風薫る文化のまち和木町」と定めます。

広告

電気・通信・計装・防災・施工

株式会社 宮本電工

(一級電気工事施工管理技士)
代表取締役 宮本 淳一

MD Miyamoto Denko

〒740-0061 玖珂郡和木町和木3丁目8-28
TEL(0827)53-5053 FAX(0827)28-2772
E-mail miyamotodenkou@jg8.so-net.ne.jp

山口県知事許可(般-7) 21599号

一級建築塗装技能士 一級鋼橋塗装技能士 のお店

株式会社 杉本塗装

塗装工事一式・自社施工・低価格・長持ち高品質塗装

リフォームメニュー・外壁・屋根・内装塗装・防水工事

TEL 0827-52-6767 FAX 0827-32-6000

MAIL sugimoto_toso@yahoo.co.jp



Instagram



和木町和木1丁目7-20

見積無料



□ 建築設計・監理
□ 耐震診断・補強設計

MATSUSIGE
SEKKEI

株式会社 松重設計

代表取締役 藤 中 整

〒740-0017 岩国市今津町一丁目15番7号

TEL 0827-21-1138 FAX 0827-23-2353

Eメール matusige@lime.ocn.ne.jp

ホームページ https://matusige.com/

合成樹脂成型加工業
営業品目

- ① 牡蠣養殖用パイプ
- ② ろ過担体パイプ
- ③ 枕用パイプ
- ④ 委託再生

株式会社 津元商店

大竹市木野1丁目5-6

☎(0827)53-6111 FAX(0827)53-6112

(和木工場)☎(0827)53-0931

お祭り・イベント

わき愛あいフェスティバル

キャラクターショーや吹奏楽などによるステージイベント、その他北海道物産展やフリーマーケットなど、数多くの催しが行われます。フェスティバルの締めくくりとして最後に行われる「ラッキー抽選会」では、豪華賞品当選の期待を胸に、多くの人でにぎわいます。



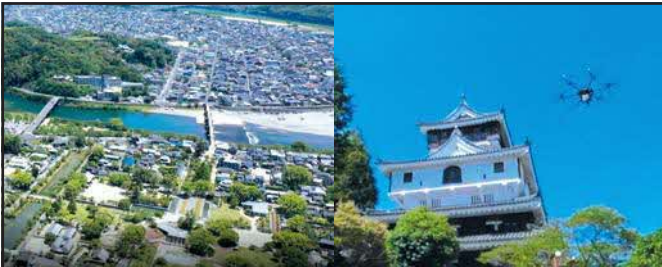
大竹・和木川まつり花火大会

山口県と広島県の県境を流れる小瀬川下流で、小瀬川のめぐみに感謝の思いをこめた「大竹・和木川まつり花火大会」が夏に開催されています。この花火大会は和木町と大竹市が協力して開催するもので、地域の方々が毎年楽しみにしているイベントの一つです。



和木町ガイド

広告



測地・設計・補償コンサルタント
社会基盤メンテナンスエキスパート・GIS

株式会社 錦測量事務所

〒741-0083 岩国市御庄3丁目130番地6
TEL(0827)46-1500 fax(0827)46-1509 E-mail nisiki01@ruby.ocn.ne.jp

株式会社 ますもと設計事務所

代表取締役 **益本 重徳**
一級建築士・測量士
構造設計一級建築士

〒741-0072
山口県岩国市平田一丁目4-1
TEL (0827) 28-4725
FAX (0827) 28-4726
E-mail masumoto9857@giga.ocn.ne.jp



豊かな未来をめざして
「信頼のネットワーク」を拡げます。

土木建設業
クレーン海陸作業・リース業
一般貨物自動車運送事業
港湾運送事業

株式会社 ガンシン

代表取締役 木下 貴史

本社 岩国市飯田町二丁目 9-12 ☎0827-23-1221 (代)
建設事業部 岩国市飯田町二丁目 9-12 ☎0827-23-1966
クレーン 岩国市室の木町一丁目 669-1 ☎0827-23-1551
柳井支店 柳井市南浜四丁目 3-1 ☎0820-23-3147



“小さな修理”から“大きなリフォーム”まで
おうちの事なら... **何でもお気軽にご相談ください!**

株式会社 中谷工務店

建設業許可 県知事許可(般-6)第22783号
宅建業許可 県知事許可(01)第3795号

☎0827-53-2334

(本社) 和木町和木五丁目6-42
(営業本部) 岩国市小瀬小原763

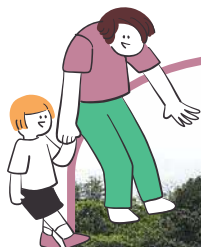
“小さな困った”から
“大きな困った”まで

“困った”の数だけ
会いに行きます!



蜂ヶ峯総合公園での各イベント

令和3年4月に新エリアBee+が誕生し、にぎわい広場を中心にマルシェや大道芸パフォーマンスなど、様々なイベントが実施されています。子どもから大人まで、いつでも誰とでも楽しめる公園です。



広告

中華食堂 和木

- ・コース料理、オードブルできます。
- ・お料理の持ち帰りもできます。(一部除く)
- その他、お気軽にお問い合わせください。

玖珂郡和木町和木2-2-5
(和木町役場近く)

☎0827-28-5900

営業時間／11:00～14:00 17:00～21:00
(ラストオーダーは20:30)

定休日／月曜日

★塗装工事・防水工事 全般★外壁劣化診断 (コンクリート建物の改修工事)
★一般家屋からマンション その他



株式会社 武藤

確かな技術

ものづくりを通じて色・美・彩。
確かな技術で真心こめて
提供いたします。



岩国市御庄4-105-9

TEL 0827-46-0774

広告デザイン

SPIRITS

株式会社 スピリッツ

TEL (0827) 28-0826

印刷

広島県大竹市新町1丁目9-13 カームメント新町1-101
✉rolling5@gaea.ocn.ne.jp



株式会社 TSUNAGU

住宅設備工事

水回りの修理
修繕

水回りリフォーム
リノベーション

浄化槽埋設工事

その他何でもご相談ください

〒741-0063 岩国市関戸一丁目 111-12

TEL. 0827-35-5924

FAX. 050-3101-1272



HP

@_tsunagu



SDGsとは?

持続可能な開発目標SDGsとは

持続可能な開発目標 (SDGs:Sustainable Development Goals) とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標 (MDGs) の後継として、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない (leave no one behind)」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル (普遍的) なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。



觀覽車



三二動物園



ふわふわドーム



バッテリーカー



一般社団法人 和木町地域振興協会

〒740-0062 山口県玖珂郡和木町瀬田173番地4 Bee⁺ (ビープラス) 交流棟内
0827-28-4666 FAX 0827-28-4661

特産品

蜂ヶ峯総合公園Bee⁺交流棟インフォメーションで販売しています。



わき愛合い食材 もぶり

和木町周辺で親しまれている郷土料理の「もぶり」をお手軽に!



わき愛す やまもも

わき×恵庭 かぼちゃアイス

和木町の町木「やまもも」を使った「甘ずっぱあい」アイスクリームと、和木町・恵庭市姉妹都市締結40周年を記念して発売した、恵庭のえびすかぼちゃを使用したアイスクリーム。

蜂ヶ峯総合公園Bee⁺交流棟内

営業日等はホームページをご確認ください。
<https://www.wakiine.net/#ponysidecafe>



Pony's side cafe



メニュー

蜂ヶ峯総合公園名物

やまもも
ソフトクリーム



ハニカム
クロッフル



カレー
(土日・祝日限定販売)

和木町地域密着テレビチャンネル

和木ちゃんねる
WAKI channel



町内で行われた行事や、お役立ち情報を放送中!
取材依頼・情報提供お待ちしております!

✉ wakichannel.tv@gmail.com

※和木ちゃんねるの視聴は、ケーブルテレビ アイ・キャンへの加入が必要です。

ぱっちの家

蜂ヶ峯総合公園管理棟前



うどんなどの食事メニュー、売店もあります。

時 平日
11:30~13:30
土日・祝日
11:00~15:00

休 水曜日

※営業時間、定休日は変更になる場合あり
※夏季休業有

広告

お客様と社会の「明日を灯す」暮らしの実現へ

💡でんきとガスセットでお得な情報 ございます

おいしい水 クラフィア やガス器具販売・工事 もやっています

暮らしのことなら アストモスガス

アストモスリテイリング株式会社
中国カンパニー 山口支所
〒740-0063 山口県玖珂郡和木町大字関ヶ浜字道々原1193番地
TEL: 0827-52-4276 HP: <https://www.astomos-retailing.com>

広告

未来社会創造企業

私たちは、技術と想像力で、
誰もが暮らしやすい
豊かな未来社会の創造に貢献します。

夢のある未来を、私たちの挑戦から。

復建調査設計株式会社
FUKKEN CO., LTD.

本社/〒732-0052 広島県広島市東区光町 2-10-11 TEL.082-506-1811
山口支社/〒754-0029 山口県山口市小郡維新町 3-16 TEL.083-974-4700



HP はこしら



80th Anniversary

ケーブルテレビ・インターネット・ケーブルプラス電話・でんき
Can アイ・キャン

お申し込み お問い合わせ ☎ 0120-189234 【携帯電話の方】 0827-22-5678

■ 電話受付/9:00~17:00 ※ 窓口での受付/9:00~17:00(土・日・祝を除く)

■ 住 所/山口県岩国市山手町1丁目17-3

<https://www.icn-tv.ne.jp> アイ・キャン



和木町の魅力を紹介

和木町に住んで良かった、和木町に住んでみたいと思える魅力を紹介します。



教育

子どもが安全でのびのびと学べる環境が整っています



園小中の給食費は無料

バランスの取れた栄養価の高い給食が無料

海外短期語学留学

中学3年生及び高校生を対象にニュージーランドでの海外短期語学留学を実施しています。

検定受検料助成

子どもから大人まで全町民の英語検定・漢字検定・数学検定、TOEIC、TOEFLの受検料を助成しています。

園・小・中学校は耐震化率100%

安全安心を確保するため十分な耐震性を備えた校舎です。

こども園、小・中学校間の強い連携

それぞれが町内に1つずつであり、近距離に設置されている優位性を生かし、こども園、小学校、中学校、それぞれの連携強化を図り、継続性をもって「わきっ子」の健全育成に取り組んでいます。

和木町立和木こども園

平成31年4月から幼保連携型認定こども園としてスタートしました。



福祉医療

安心して妊娠・出産できる充実のサポート



妊婦・乳幼児健康診査の充実

標準内容に、3回の超音波検査を追加実施。

風しん予防接種等に関する費用助成

母子への感染を防ぐため抗体検査、予防接種の費用を助成。

子育て家庭の医療費を助成

高校卒業までの子どもや、町内在住の19歳から22歳の学生を対象に医療費の自己負担分を助成します。

出産祝金支給制度

住民基本台帳に記録されている方が出産した場合、生まれた新生児の父または母に祝金を支給。(第1子3万円、第2子3万円、第3子以降5万円)

任意予防接種の費用を助成

一部助成 おたふくかぜ:1歳児及び年長児
インフルエンザ:生後6ヶ月児～小学6年生(年2回)
全額助成 インフルエンザ:中学3年生及び高校3年生



魅力的な補助制度

町内に住宅を建設または購入された方に建設奨励金・利子補給制度

町内に住宅を新築または購入された方に対し、奨励金を交付します。また、建設資金を金融機関等から借り入れた方に対し、利子の一部を補助します。(上限5,000円/月×36月間)

家庭用防犯カメラの設置費補助金

安全で安心なまちづくりの推進を図るため、居住する住宅に防犯カメラを設置した方に補助金を交付しています。(1住宅5万円(補助対象経費の1/2))

創業支援事業補助金

町内に事業所等を設け、新たに事業を開始する個人・法人に補助金を交付しています。



広告

ND 永安土建株式会社

広島県知事許可(般-8) 第37711号

土木建設事業

- 土木工事
- 電気土工事
- 建築土工事
- 設備土工事
- 外構工事

アミューズメント事業

- N no mori.. cafe
- N no mori.. インドアGOLF
- N no mori.. レンタルルーム

〒739-0611 広島県大竹市新町1丁目6番5号

TEL&FAX:0827-54-3422



和木町電話番号一覧

施設名	電話番号
和木町役場代表番号 (兼 企画総務課)	52-2135
企画総務課	52-2136
税務課	52-2193
住民サービス課	52-2194
保健福祉課 福祉・医療係	52-2195
保健福祉課 高齢者・介護保険係	52-2196
都市建設課 住宅・都市計画・建築係	52-2197
都市建設課 道路・公園・水道・下水道係	52-2198
会計室	52-2199
議会事務局	52-2137
ふれあいコール和木 (小中学生の学校に関する相談)	0120-817830
総合コミュニティセンター	52-2191
和木町立図書館	54-0222
瀬田分館	52-2783
関ヶ浜分館	52-2931
和木町保健相談センター (和木町子ども家庭センター すくすく)	52-7290
社会福祉協議会(総合福祉会館)	52-8644

施設名	電話番号
シルバー人材センター	53-8055
町民相談室(社協内)	52-1616
和木町文化会館	53-3123
教育委員会	53-3123
和木町体育センター	52-2811
和木美術館(アートウィング) (不通時は53-3123)	54-1009
和木中学校	52-4328
スマイルルーム	52-2165
和木小学校	53-2655
わきっこクラブ	53-2656
和木こども園	52-2707
和木駅交流プラザ	52-0220
蜂ヶ峯総合公園管理協会	52-3751
和木町地域振興協会 (Bee+交流棟)	28-4666
和木町商工会	53-2066
岩国警察署(和木交番)	24-0110
岩国地区消防組合中央消防署 東出張所	21-2548 53-0119
和木郵便局	52-8883
JA山口県和木支所	53-1722
山口銀行和木支店	52-3191

集会所一覧	電話番号
和木1丁目集会所	53-1907
和木2丁目第1集会所	53-7705
和木2丁目第2集会所	53-2514
和木2丁目第3集会所	53-5667
和木3丁目第1集会所	53-2458
和木3丁目第2集会所	53-0848
和木4丁目第1集会所	-
和木4丁目第2集会所	52-1150
和木5丁目集会所	53-3184
瀬田2丁目集会所	52-1227
瀬田3丁目集会所	52-8803
瀬田4丁目集会所	-
大谷集会所	-
関ヶ浜1丁目第1集会所	52-1151
関ヶ浜1丁目第2集会所	53-1677
関ヶ浜2丁目集会所	-



和木町ガイド

広告

岩国錦帯橋空港
https://www.nsp-airport.jp

“地域に開かれた空港” 岩国空港ビル株式会社

50周年 地元に愛されて50年

和木町での創業・経営の相談は商工会へ!

初めての起業・お店の「困った」を解決!

- ・和木町共同「特定創業支援事業」(優遇措置あり)
- ・資金調達・経営アドバイス
- ・税務・労務サポート

「こんなこと聞いていいのかな?」と思ったら、
まずはお気軽にお電話ください。

【案内情報】 和木町商工会 740-0061 山口県玖珂郡和木町和木2-1-1
0827-53-2066

FBS 株式会社 不二ビルサービス

不二ビルサービスは
建物運営管理の総合企業です。

快適環境の実現をめざすため、安心、清潔、そして安全であり、
次の時代に求められるサービスの“かたち”を創り良質なサービスをご提供します。

本社 広島 〒733-0002 広島市西区楠木町4丁目8-1 2
TEL 082-962-8912 (代) FAX 082-962-8913

土質試験・地質調査(地質調査業登録 第1104号)

(株) 伸栄興産

〒741-0083 岩国市御庄1丁目115-9
TEL(0827)46-0673 FAX(0827)46-0671
URL http://www.shineikousan.co.jp



防災・救急

▶ 町がお知らせする避難情報

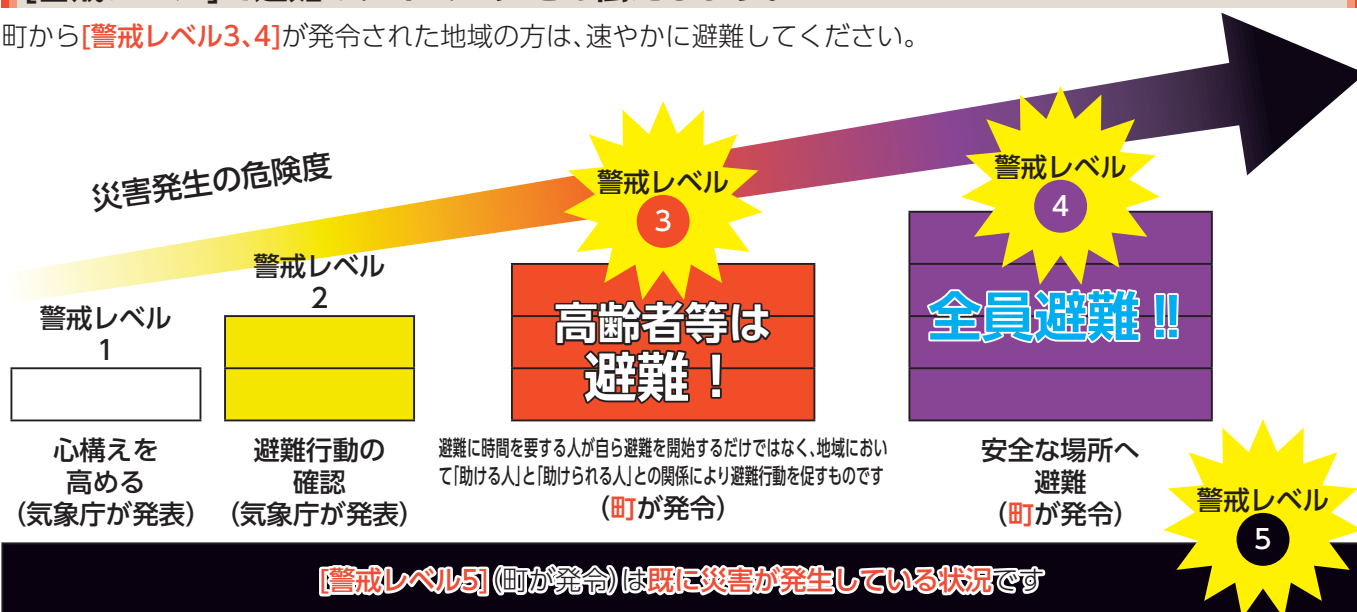
問 企画総務課 ☎52-2136

町は、町民の皆さまに避難が必要と判断した場合、その緊急度に応じた避難情報をお知らせします。また、防災行政無線屋外拡声器、和木町防災行政無線アプリ、和木町防災メール、和木町ホームページ、和木町公式Facebookの他、緊急メールにより町民の皆さまにお知らせします。

[警戒レベル]で避難のタイミングをお伝えします。

町から[警戒レベル3、4]が発令された地域の方は、速やかに避難してください。

防災・救急



自主防災について

災害が発生したとき、一人では何もできなくても、地域の人々が協力すれば大きな力になります。日頃から自主防災組織の活動に積極的に参加することが、自分や家族を守ることに繋がります。和木町では、自治会が自主防災組織となっています。

災害情報

災害時には、町から各種情報を提供します。また、皆さまからの情報もすみやかにお知らせください。

知人や友人の安否情報「災害用伝言ダイヤル171」

大規模な災害が発生した際に、被災地の方々が録音した安否情報を、その他の地域の親戚や友人等が「災害用伝言ダイヤルセンター」を通じて再生することができます。伝言の録音・再生は被災地の方々の自宅の電話番号、公衆電話、携帯電話・PHS (共に一部事業者を除く) を使って行います。

なお、利用にあたっての事前の契約等は不要です。

171 をダイヤルし、ガイダンスに従ってください。

非常時持出品

いざという時のため、最低3日分の非常時持出品を用意し、リュックサックなどに入れておきましょう。



- 非常食品3日分 ●水(目安3ℓ/日1人)
- 救急用品 ●ラジオ・懐中電灯
- 衣類・タオル・マスク・ウェットティッシュ
- オムツなどの生活用品 ●現金・通帳
- 免許証、マイナ保険証または資格確認書、母子手帳、お薬手帳のコピー

緊急時連絡先

名称	電話番号
和木町役場(災害対策本部)	0827-52-2135
岩国警察署	0827-24-0110
岩国警察署和木交番	岩国警察署から転送
消防署(消防組合東出張所)	0827-21-2548
中国電力岩国営業所(停電時)	0120-610-763
保健相談センター(救護所)	0827-52-7290

防災行政無線テレホンサービス

問 ☎0120-52-2136

住民の皆さまから「防災行政無線の緊急放送が聞こえにくい。」というお声をいただき、対策の一環として、防災行政無線テレホンサービス(無料)を行っています。放送が聞き取れなかった場合や、もう一度聞きたい場合などにご利用ください。

※通話料はかかりません。

※電話が集中してかかりにくい場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※確認できる内容は、役場からの最新の緊急放送のみとなります。最新の放送から概ね24時間で緊急放送の登録を解除します。

防災行政無線アプリ

町民の皆さまから「防災行政無線の緊急放送が聞こえにくい」との声をいただき、令和2年より、防災行政無線の放送を音声・文書で知ることのできる「防災行政無線アプリ(Cosmocast)」のサービスを開始しています。下記のアプリから登録をお願いします。



ios
(iPhone・iPad)



Android
(アンドロイド)

通報はあわてず、正確に！！

火事
のとき

火事です！
(家・山)が
燃えています。

住所は、和木町<地区名>
〇丁目〇番〇号です。
目標物は、〇〇です。

私は、〇〇(住所)に住む〇〇(氏名)です。
電話番号は、〇〇です。

※マンションやビルの場合、名称と〇階の〇号室とい
うことも知らせてください。
※住所がわからないときは、目標物になるもの(建物、
バス停など)を伝えてください。

火事や救急のときは119番



救急
のとき

交通事故
(急病)です！

場所(住所)は、和木町<地区名>
〇丁目〇番〇号です。
目標物は、〇〇です。

負傷者(病人)は〇〇で、状況(症状)は〇〇です。
・事故の場合：事故の状況、負傷者の数、容態
・急病の場合：患者の性別、年齢、症状

私は、〇〇(住所)に住む〇〇(氏名)です。
電話番号は、〇〇です。



防災・救急

家庭用防犯カメラ設置費補助金について

補助対象者

次の要件をすべて満たす方です。

- 自ら居住するために用いる町内の住宅(事務所、店舗
その他これらに類する用途を兼ねる家屋を含む)に新
たに防犯を目的に防犯カメラを設置する方
- アパート、借家は除きます。
- 町税等を滞納していない方

補助の対象となる経費

- 防犯カメラ及び画像データ保存装置等防犯カメラと
一体的に機能する機器の購入費
- 防犯カメラ用ケーブルの設置工事費
- 防犯カメラ設置工事費(既存設備の撤去、移設に要す
る経費は除きます。)
- 防犯カメラ設置の表示にかかる費用
- 防犯カメラの設置に必要な経費
- ※画像データを保存するためのスマートフォン及びタ
ブレットの購入にかかる費用は除きます。
- ※夜間用のための照明器具は含みません。ただし、防犯
カメラそのものに設置されるライトは可とします。

補助金の額

補助対象経費の1/2の額(千円未満の端数切捨て)で、1
住宅につき5万円を限度とします。

補助金を受けるには

- 防犯カメラ設置費補助金交付申請書(申請書は企画総
務課にあります。)
- 防犯カメラの概要がわかるカタログ等
- 設置場所の現況写真及び見取り図
- 防犯カメラの設置及び画像の取扱いを適切に行うこ
との証明書等
- 町税等完納証明書又は滞納が無いことの証明書
申請書提出後、企画総務課で内容を審査し、補助金交
付の可否を決定します。
なお、事業完了後は、完了の日から30日を経過する日ま
でに、実績報告書を提出していただくこととなります。

火災情報案内

問 ☎0827-31-0120

消防車両のサイレンが聞こえたときに、どこでどうい
った災害が起きているかを、案内します。アナウンスされ
る内容は、火災出動です。

広 告

- ◆省エネルギー、環境機器装置
- ◆省力機器装置
- ◆化学、食品、機械、粉粒体機器装置
- ◆風水力機器装置
- ◆試験、検査、計測機器装置



株式会社 山 産
岩国営業所

〒740-0018 岩国市麻里布町1丁目6番26号
TEL 0827-24-5571(代) FAX 0827-29-0033
URL: <http://www.k-yamasan.co.jp>

私達は神様に代わって
地球に彫刻をしています。

総合建設業
勝井建設株式会社

〒740-0044 山口県岩国市通津2396番地
TEL 0827-38-1231 FAX 0827-38-1249
<https://katsui-kensetsu.jimdoweb.com>



届け出・証明

届け出

問 住民サービス課 ☎52-2194

戸籍の届け出

出生届

お持ちいただくもの

生まれた日を含め14日以内

- 出生証明書(出生届右面)
- 母子健康手帳

届出人 生まれた子の父または母

届出地 届出人の現在地(住所地)、
本籍地、出生地



婚姻届

お持ちいただくもの

受理した日に効力を生じる

- 届出人の本人確認ができる書類

届出人 夫・妻になる方

届出地 現在地(住所地)、本籍地

離婚届

お持ちいただくもの

受理した日に効力を生じる

- 届出人の本人確認ができる書類

届出人 夫・妻

届出地 現在地(住所地)、本籍地

死亡届

お持ちいただくもの

死亡したことを知った日から7日以内

- 死亡診断書または死体検案書(死亡届右面)

届出人 親族、後見人など

届出地 届出人の現在地(住所地)、
死亡者の本籍地、死亡地



住民基本台帳の届け出

転入届

お持ちいただくもの

住み始めた日から14日以内

- 転入証明書
- 届出人の本人確認ができる書類
- 外国籍の方は在留カードまたは特別永住者証明書
- マイナンバーカード(個人番号カード)

届出人 本人、同一世帯の方、
代理人(委任状が必要)

届出地 町役場

転出届

お持ちいただくもの

転出予定の約14日前から

- 届出人の本人確認ができる書類

届出人 本人、同一世帯の方、
代理人(委任状が必要)

届出地 町役場
※オンライン(マイナポータル)可

転居届

お持ちいただくもの

転居した日から14日以内

- 届出人の本人確認ができる書類
- 外国籍の方は在留カードまたは特別永住者証明書
- マイナンバーカード(個人番号カード)

届出人 本人、同一世帯の方、
代理人(委任状が必要)

届出地 町役場

世帯変更

(世帯合併・世帯分離・世帯構成変更)

お持ちいただくもの

変更した日から14日以内

- 届出人の本人確認ができる書類

届出人 本人、同一世帯の方、
代理人(委任状が必要)

届出地 町役場



印鑑登録

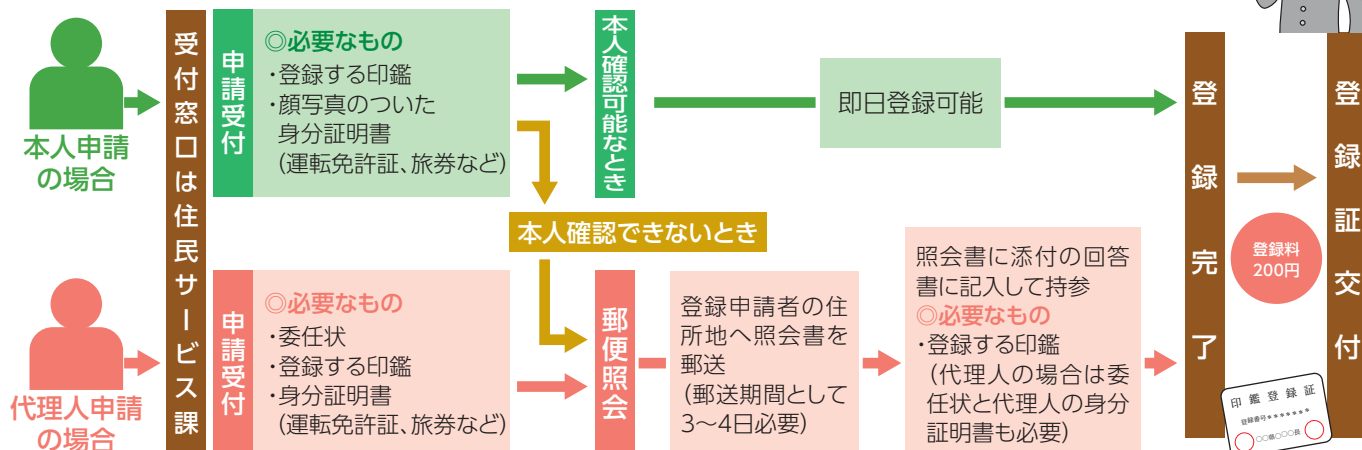
問 住民サービス課 ☎52-2194

誰でも登録できるの？

満15歳以上で住民票に記録されている人が、一人につき1個だけ登録できます。転出すると失効します。



印鑑登録の流れ



▶ マイナンバー制度

問 マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178

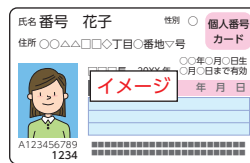
国民一人ひとりに与えられる12桁の番号のことです。一つとして同じ番号はなく、一人ひとりが固有の番号を持つことで、行政の効率化や国民の利便性の向上を図るものです。また、身分証明をはじめ、様々なことに利用できるマイナンバーカードが申請により交付されます。

マイナンバーカード

マイナンバーが記載された顔写真付のカードです。プラスチック製のICチップ付きカードで券面に氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバーと本人の顔写真等が表示されます。

本人確認のための身分証明書として利用できるほか、自治体サービス、e-Tax等の電子証明書を利用した電子申請等、様々なサービスにもご利用いただけます。

※マイナンバーカードの有効期間は、発行日から10回目の誕生日（未成年者は5回目）まで、電子証明書の有効期間は、年齢問わず発行日から5回目の誕生日までに設定されています。



イメージ（表）



イメージ（裏）

以下の手続きを行う場合、記載事項の変更等が必要となりますので、マイナンバーカードをご持参ください。

- 転入・転居・国外転出などの異動
- 戸籍届出による氏名などの変更

▶ 各種証明書発行（手数料）

問 住民サービス課 ☎52-2194

交付時に必要な書類－本人確認書類－

窓口では、個人情報の保護を徹底するため、交付申請時に本人確認を実施しています。ご理解とご協力をお願いします。

	分類1（写真付）	分類2	分類3
証明書類の種類	● 運転免許証 ● 旅券（パスポート） ● 国または地方公共団体の機関が発行した免許証など ● マイナンバーカード（個人番号カード）など	● 資格確認証 ● 国民年金手帳 ● 年金証書	● 学生証 ● 法人発行の身分証書 ● 分類1以外の国または地方公共団体の機関が発行した資格証明書
必要数	上記の内1点で確認	上記の内2点以上で確認	上記の証明書類のみでは不可。分類2との組み合わせで確認

（有効期限内で、住所が記載されているものは住民票に記録されている住所）

戸籍・住民票関係の発行

証明書類の種類	手数料	申請に必要なもの・注意事項
住民票	1通 200円	● 本人・同一世帯の方の場合 ・本人確認書類
住民票記載事項証明書	1通 200円	● 代理人の場合 ・委任状 ・代理人の本人確認書類
戸籍謄・抄本	1通 450円	● 戸籍に記載されている方などによる請求…本人確認書類 ● 代理の場合 ・委任状…代理人の本人確認書類 ● 第三者請求…本人確認書類 ・必要に応じて資料の提供や説明を求めます。
除籍謄・抄本	1通 750円	
原戸籍謄・抄本	1通 750円	
戸籍記載事項証明書	1通 350円	
戸籍の附票	1通 200円	
身分証明書	1通 200円	※本籍地の市区町村で発行します。 ● 本人の場合 ・本人確認書類 ● 代理人の場合 ・委任状 ・代理人の本人確認書類
印鑑登録証明書	1通 200円	● 印鑑登録証

税関係の証明書の発行

問 税務課 ☎52-2193

証明書類の種類	手数料	申請に必要なもの・注意事項
住民税	所得証明書 1通 200円	所得金額の証明
	課税証明書 1通 200円	所得金額、所得控除および税額の証明
固定資産税	評価証明書 1通 200円	資産の評価額の証明
	公課証明書 1通 200円	課税標準額、税相当額の証明
	名寄帳 1通 200円	納税義務者の資産の一覧
	住宅用家屋証明書 1通 1,300円	登録免許税の税率軽減に該当する旨の証明
納税	納税証明書 1通 200円	納められた税額の証明
	完納証明書 1通 200円	全ての税目において滞納がないことの証明
	軽自動車税継続検査用 無料	軽自動車税の滞納がないことの証明



届出・証明



税金・保険料等

住みよい環境のもとで生活するために、町税の果たす役割は重要です。

町民の皆さまに納めていただく町税は、福祉、教育、土木など町のさまざまな「行政サービス」の向上を図るための財源として重要な役割を果たしています。

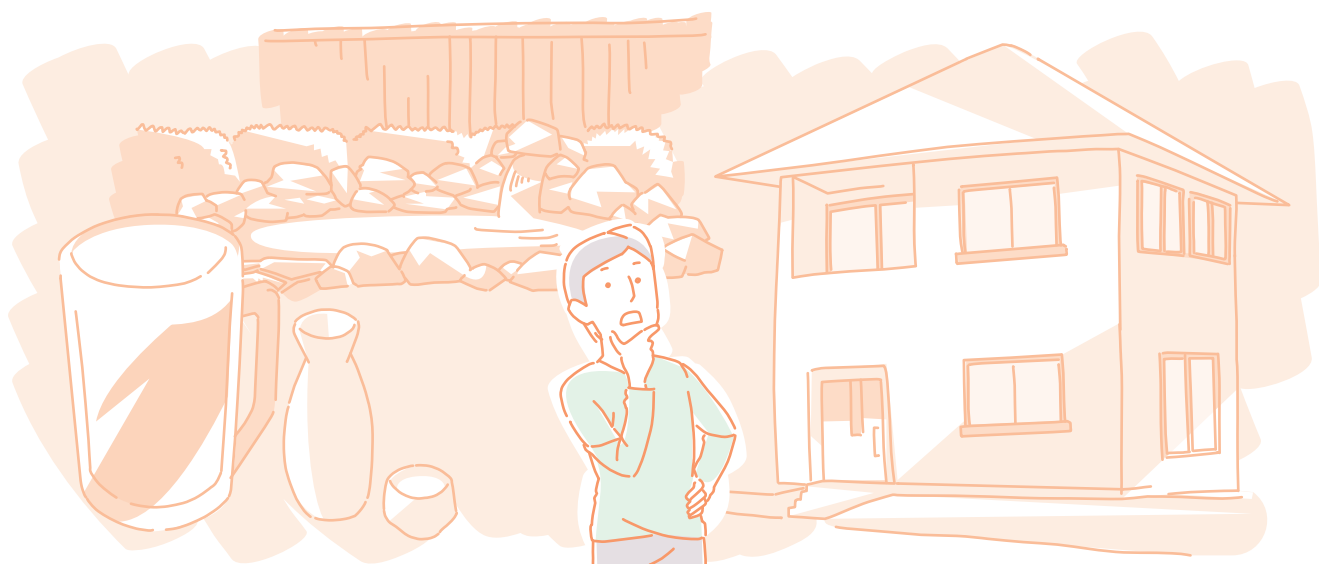
税金・保険料等の種類・納期について

問 税務課 ☎52-2193

税金・保険料等の種類		納税義務者	納期											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
町民税	町が行政サービスを提供するために必要な費用を、町民の皆さまに負担していただく税金です。	1月1日現在、町内に住所を有し、前年中に一定額以上の所得があった人			1期		2期		3期			4期		
			給与からの特別徴収：毎月											
			公的年金からの特別徴収：年金支給月											
固定資産税	固定資産の価格をもとに算定される税額を、その固定資産の所在する市町村が課税する税金です。	1月1日現在、町内に土地、家屋または償却資産を所有する人	1期			2期					3期		4期	
軽自動車税	原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車および二輪の小型自動車に対してかかる税です。	4月1日現在、原動機付自転車、軽自動車、二輪の小型自動車、小型特殊自動車（農耕作業用を含む）を所有する人		全期										
国民健康保険料	市町村が、国民健康保険に要する費用に充てることを目的とします。	世帯を単位とし、世帯主が納税義務者になります。				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期
後期高齢者医療保険料	被保険者の窓口負担を除く医療費を、被保険者の保険料・公費・現役世代の保険料で負担します。	75歳（一定の障がいの状態にある人は65歳）以上の方が被保険者となり、被保険者一人ひとりが保険料を納めます。				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期
			公的年金からの特別徴収：年金支給月											
			公的年金からの特別徴収：年金支給月											
介護保険料	加入者が保険料を納めて、要介護認定を受けてから介護サービスを利用する制度です。	原則として40歳以上の方が加入しますが、保険料の負担方法は年齢によって異なります。				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期
			公的年金からの特別徴収：年金支給月											
			公的年金からの特別徴収：年金支給月											

国税・県税についてのお問い合わせは

項目	問い合わせ先	
県税について（法人県民税、不動産取得税、自動車税など）	岩国県税事務所	☎0827-29-1500
国税について（所得税、相続税、贈与税など）	岩国税務署	☎0827-22-0111





▶ 国民健康保険

問 保健福祉課 ☎52-2195

国民健康保険とは

会社など職場の健康保険に加入している方、後期高齢者医療制度で医療給付を受ける方、生活保護を受けている方以外の方を対象とした医療保険制度で、山口県が財政運営の責任主体となり制度の安定化を図り、和木町が地域におけるきめ細やかな事業を担います。

国民健康保険に関する届出について

届出には世帯主および届出に関係する方全員の個人番号(マイナンバー)の記載が必要です。個人番号の確認できるものをご持参ください。

届出をされる方の本人確認をさせていただきますので運転免許証など写真入りのものをご持参ください。

届出が必要なとき

国保に加入するとき

こんなとき	必要なもの
転入したとき	転出証明書
他の健康保険(協会けんぽ、健康保険組合、共済組合など)をやめたとき	健康保険をやめたことを証明するもの (健康保険資格喪失証明書など)
子どもが生まれたとき	出生証明書、母子健康手帳
生活保護を受けなくなったとき	生活保護廃止決定通知書

国保をやめるとき

こんなとき	必要なもの
転出するとき	国民健康保険資格確認書等
他の健康保険(協会けんぽ、健康保険組合、共済組合など)に加入したとき	国民健康保険資格確認書等、加入した健康保険の資格確認書等
死亡したとき	国民健康保険資格確認書等、死亡を証明するもの
生活保護を受けるようになったとき	国民健康保険資格確認書等、生活保護開始決定通知書

▶ 国民健康保険料

保険料の決め方

次の3つの計算方法を組み合わせ、一世帯当たりの保険料を決めます。

所得割

世帯の加入者の所得に応じて計算

均等割

世帯の加入者の人数に応じて計算

平等割

一世帯当たりで計算

⚠ 保険料を滞納すると

医療費をいったん全額自己負担する「資格証明書」が交付されます。また、国保の給付が差し止められることがあります。



制度のしくみ

被保険者（山口県内に居住の方）

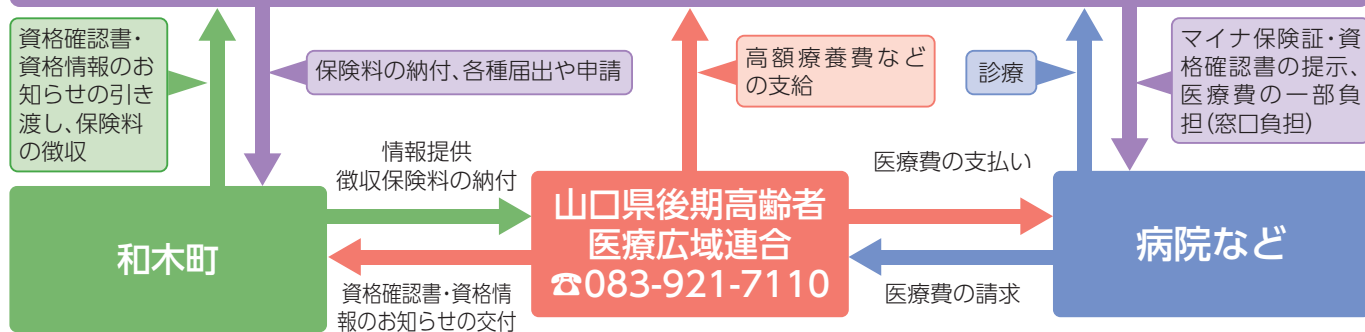


◎75歳以上の方

75歳の誕生日から加入します。加入手続きは必要ありません。

◎65歳以上75歳未満の一定程度の障がいがある方で、申請により広域連合の障害認定を受けた方

認定を受けた日から加入します。障害認定により、後期高齢者医療制度への加入を希望される場合は、手続きが必要です。また、認定後いつでも将来に向かって撤回することができます。



後期高齢者医療制度の運営は、山口県内がすべての市町が加入する「山口県後期高齢者医療広域連合」が行います。

資格確認書・資格情報のお知らせ

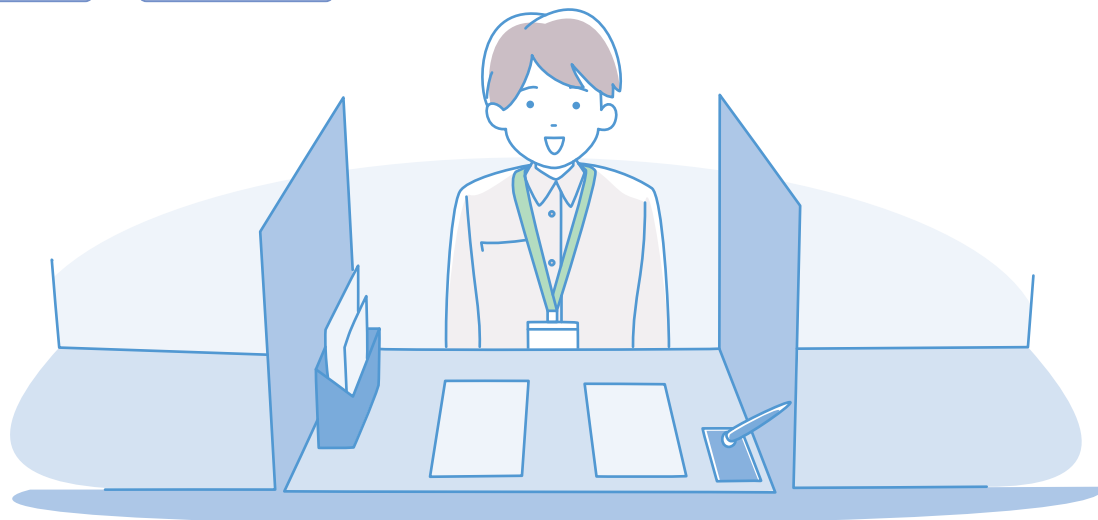
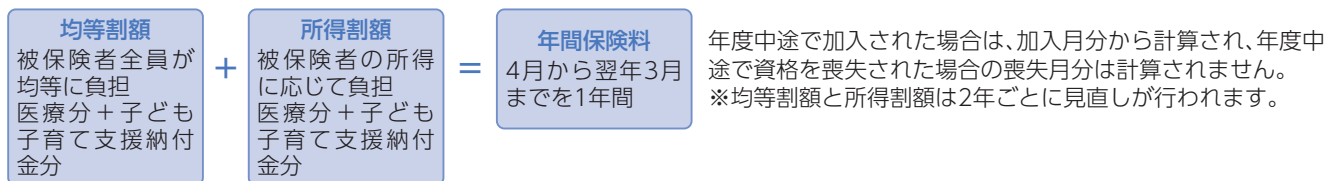
- ◎資格確認書・資格情報のお知らせは、原則として郵送でお届けします
- ◎資格確認書・資格情報のお知らせは、1人につき1枚
- ◎毎年8月1日付けで更新(定期更新)

⚠ 有効期限内に、一部負担金の割合や住所など記載事項に変更があった場合は、新しい資格確認書を交付しますので、変更前の資格確認書を市区町村の担当窓口または広域連合に必ず返却してください。

75歳になられる方	障害認定の方	住所異動された方	定期更新
75歳の誕生日の前月中にお届けします。誕生日から使用してください。	認定後速やかにお届けします。後期高齢者医療制度に加入される前に使用されていた資格確認書などの処分については、交付元の市区町村国民健康保険担当課や健保組合などにご確認ください。	住所異動手続きの約1週間後にお届けします。1週間以内に受診予定のある方は、市区町村の担当窓口にお申し出ください。	毎年7月中にお届けします。新しい資格確認書・資格情報のお知らせは8月1日から使用してください。

保険料の決め方

保険料は個人ごとに計算され、被保険者一人一人に、負担能力(所得)に応じて公平に納めていただきます。



国民年金とは

国民年金制度は、老後の生活や、思わぬ病気やけがで障がい者となったり、一家の働き手を失ったときなどに、年金により経済的な援助をすることで生活を安定させるための制度です。

国民年金加入者



第1号 被保険者

- 自営業者
- 自由業者
- 農林漁業従事者
- 学生

第1号被保険者の保険料は性別、年齢、所得、地域などに関係なく**全国一律**です！



第2号 被保険者

厚生年金や共済組合に加入している人

- 会社員
- 公務員



第3号 被保険者

第2号被保険者の被扶養配偶者

- 会社員の妻(夫)
- 公務員の妻(夫)

第2号、第3号被保険者は、厚生年金保険料や共済組合掛金の一部が国民年金制度に支払われます。



国民年金の給付と種類

基礎年金	老齢基礎年金	国民年金保険料の納付(免除も含む)期間が10年以上ある人が、65歳になったときから受けられる年金です。
	障害基礎年金	国民年金加入中または20歳前に初診日のある病気やけがで障がい者になった人が受けられる年金です。※受給する要件を満たしている必要があります。
	遺族基礎年金	国民年金加入者や老齢基礎年金の受給資格期間を満たした人が死亡したとき、生計を維持されていた子のいる配偶者または子が受けられる年金です。
第1号被保険者に対する独自給付	付加年金	付加保険料を上乗せして納めた場合は、加算された年金額を受けられます。
	寡婦年金	老齢基礎年金の受給資格期間を満たした夫が、老齢・障害基礎年金を受けることなく死亡したとき、婚姻期間が10年以上ある妻に60歳から65歳まで支給されます。
	死亡一時金	保険料を3年以上納めた人が、老齢・障害基礎年金のいずれも受けずに死亡し、その家族が遺族基礎年金を受けられないとき支給されます。



保険・年金

こんなときは届け出を

日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の方は、全員が加入します。

「こんなとき」具体例		必要なもの	期 間
加入しているとき	厚生年金や共済組合加入者の被扶養配偶者でなくなったとき	●基礎年金番号が分かるもの ●扶養抹消年月日がわかる書類など	14日以内
	会社などを退職したとき	●基礎年金番号が分かるもの ●退職日のわかる書類	
	年金を受けようとするとき	●基礎年金番号が分かるもの ●住民票 ●戸籍謄本など	受 給 対 象 に な っ た と き
年金を受けているとき	引き続き年金を受けようとするとき (住民票コードが確認できている人は不要)	●受給者現況届 ●マイナンバー確認書類など	誕 生 月 ま た は 指 定 さ れ た 日
	年金を受けていた方が死亡したとき	●国民年金証書 ●戸籍謄本など	14日以内
	住所の変更 (日本年金機構にマイナンバーが登録されている人は不要)	●国民年金証書など	10日以内

保険料の免除制度があります

経済的理由で保険料の納付が困難な場合は、全額、4分の3、半額、4分の1で免除する制度があります。まずは申請を！

学生納付特例制度	納付猶予制度	産前産後保険料免除制度
学生については、在学中の保険料を後で納めることができます。	50歳未満の人については、保険料の納付を猶予する制度があります。	出産予定日又は出産日が属する月の前月から4か月間の保険料が免除されます。



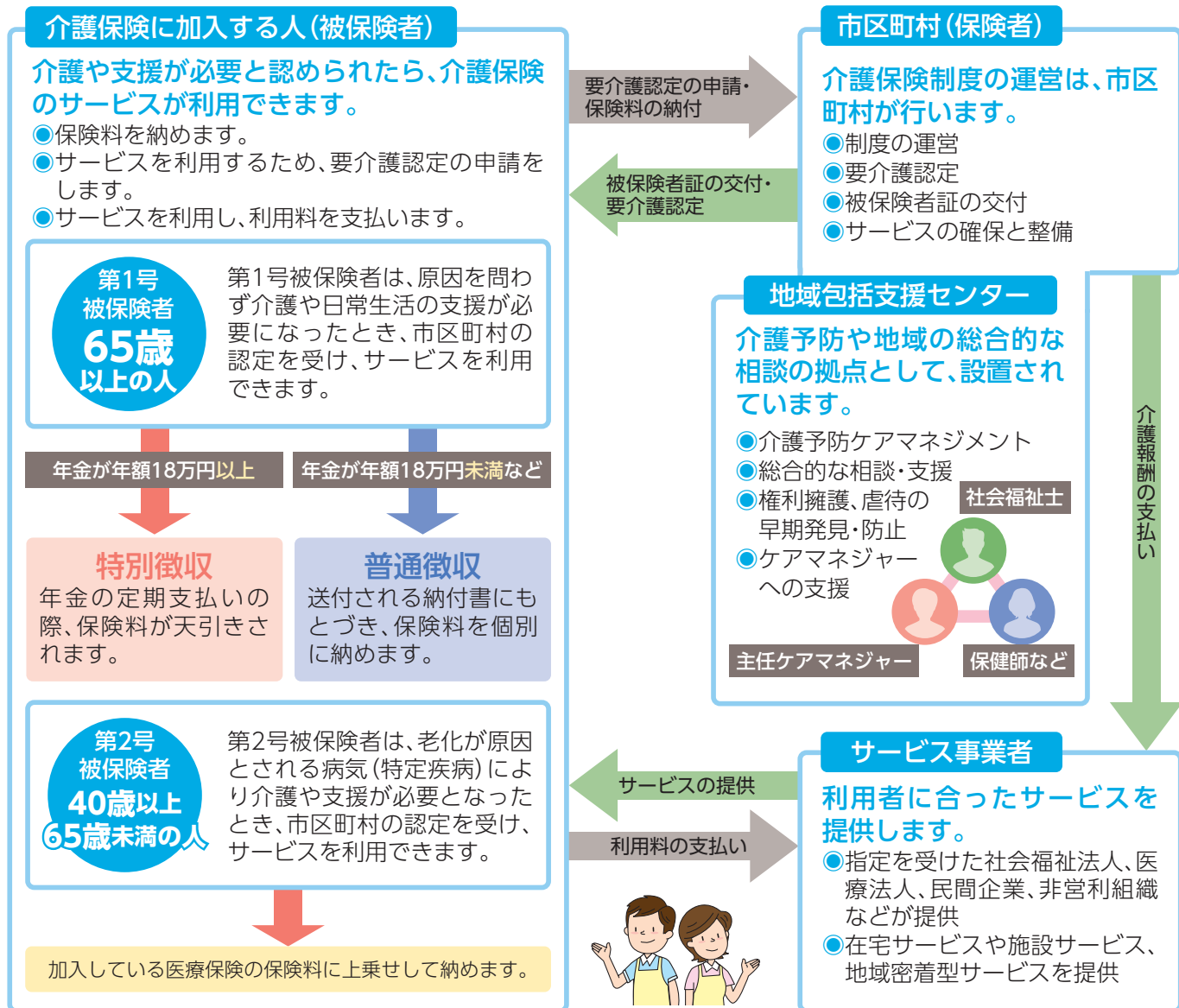
福祉・健康

介護保険制度

問 保健福祉課 ☎52-2196

みんなで支えあう制度です

介護保険制度は、市区町村が保険者となって運営しています。40歳以上のおなさんは、加入者（被保険者）となって保険料を納め、介護が必要になったとき、費用の一部を支払ってサービスを利用できるしくみです。



昭和21年創業 総合医療商社 海井医科器械(株)
代表取締役社長 海井朗弘

医療から福祉まで迅速対応・相談応需

海井福祉サービス

和木町和木5-9-43(三井化学記念体育館前)

☎0827-28-1122

★ 業 務 内 容 ★

介護のご相談
福祉用具のレンタル・販売
医療用具・施設用具の販売
ストーマ、住宅改修

▶ 要介護認定までの流れ

問 保健福祉課 ☎52-2196

サービスを利用するためには、市区町村に申請して「介護や支援が必要である」と認定されることが必要です。

認定の申請



保健福祉課に認定の申請をしてください。申請は、本人または家族のほか、成年後見人、地域包括支援センター、またはケアマネジャーなどに代行してもらうこともできます。

申請に必要なもの

- 要介護・要支援認定申請書
- 介護保険被保険者証
- 健康保険資格確認書等

申請書には主治医の氏名、医療機関名などを記入します。主治医がない場合は窓口にご相談ください。

調査と審査



訪問調査

認定調査員がご自宅や病院へ訪問し調査します。

主治医の意見書

医師から介護を必要とする原因疾患などについての記載を受けます。

審査・判断

調査票の基本調査、主治医の意見書をもとに、介護認定審査会で「要介護度」を判定します。

認定結果



要介護5

要介護4

要介護3

要介護2

要介護1

要支援2

要支援1

非該当

要介護度は7段階によって区分されます。要介護度により、サービスの種類・利用上限が変わります。

介護サービス
(介護給付)

居宅介護支援事業所に依頼

介護予防・生活支援サービス

地域包括支援センターに依頼

介護予防サービス

地域包括支援センターに依頼

介護予防事業
(地域支援事業)

地域包括支援センターに相談

広告

わきあいあい苑

特別養護老人ホーム デイサービスセンター
ホームヘルプステーション グループホーム

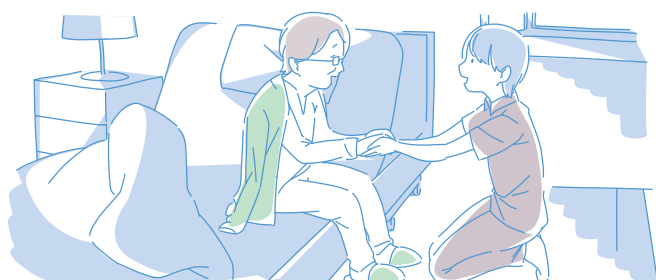
TEL(代): 0827-54-0345

FAX: 0827-52-0055

居宅介護支援事業所

TEL(直通) 0827-54-0322

和木町瀬田4-1-1



▶ 障がい者福祉

問 保健福祉課 ☎52-2195

障がい者手帳

障がいの種別によって、以下の手帳を取得することができます。

身体障害者手帳

身体の障がいの種類や程度により1級から6級までの等級と、第1種と第2種の区分があります。

療育手帳

知的な障がいがあり、県の機関で一定の基準に該当すると認められた場合に交付されます。障害程度の区分はA、Bがあります。

精神障害者保健福祉手帳

精神障害のために長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある人に交付されます。程度により1級から3級までの等級があります。

こんな時は届け出を！

- 住所、氏名、保護者が変わったとき
- 手帳を紛失、破損したとき
- 障害程度が変わったとき（再申請により障害等級が変更することがあります）
- 本人が死亡したとき

各手当

障がいのある人および障がいのある児童を家庭で監護している人に、特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当が支給されます。各手当の支給を受けるためには、申請が必要です。

※特別児童扶養手当の申請窓口は、住民サービス課です。

交通費助成

一般のタクシーで利用できる、タクシー利用券を交付しています。

対象者

- 身体障害者手帳1級～3級
- 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- 療育手帳をお持ちの方

▶ 健康診査

問 保健相談センター ☎52-7290

和木町の健康診査は、個別健診と集団健診の2通りの方法で行います。受診できる健診項目が異なりますので、ご注意ください。

個別
健診

契約医療機関にて実施します。

集団
健診

6月に保健相談センターにて実施します。（※4月に事前申込必要。）

健診項目	対象者	検査内容	個別健診	集団健診
特定健診	40歳以上75歳未満の国民健康保険加入者	計測・検尿・血圧・血液検査・診察等	○	○
後期高齢者健診	後期高齢者医療保険加入者	計測・検尿・血圧・血液検査・診察等	○	○
胃がん検診	40歳以上の方	胃部バリウムX線検査		○
肺がん・肺結核検診	40歳以上の方	胸部X線撮影		○
大腸がん検診	40歳以上の方	便潜血検査（2日法）		○
前立腺がん検診	50歳以上の偶数年齢の男性	血液検査		○
肝炎ウイルス検診	40歳の方・過去未受診の方	血液検査		○
骨粗鬆症検診	40歳から70歳までの5歳節目年齢の女性の方	踵骨の骨密度測定		○
胃がんリスク検診（ABC検診）	40歳	血液検査		○
子宮頸がん検診	20歳以上の女性の方	子宮頸部の細胞診		○
乳がん検診	40歳以上の女性の方	マンモグラフィ（乳房X線検査）	○	
歯周疾患検診	20・30・40・50・60・70歳の方	歯周組織検査	○	

広 告

中村クリニック

内 科・糖尿病内科・呼吸器内科

診療時間	月	火	水	木	金	土
午前9:00～12:00	●	●	●	●	●	●
午後2:00～6:00	●	●	●	—	●	—

休診日 / 木曜・土曜 午後 日曜・祝日

和木町和木 2-9-11

☎0827-53-8100

保険調剤 在宅医療 服薬管理

成和薬局和木店

和 木 町 2 - 8 - 1 9
（中村クリニック前）



TEL:0827-52-6288
FAX:0827-52-0387

予防接種

問 保健相談センター ☎52-7290

予防接種は種類により受ける時期・回数などが定められています。下記の表を参考に、接種スケジュールをたてて、受け忘れないようにしましょう。

定期予防接種

対象	予防接種の種類	接種期間	標準的な接種時期と接種間隔	回数	費用
妊婦	RSウイルス	妊娠28週0日～妊娠36週6日	—	妊娠ごとに1回	
子ども	ロタウイルス	1価(ロタリックス)	生後6週～生後24週になる前日	2回	
		5価(ロタテック)	生後6週～生後32週になる前日	3回	
	小児肺炎球菌	生後2ヶ月～5歳の誕生日の前日(開始月齢によって回数が違います。)	初回:生後2ヶ月～7ヶ月になる前日までに開始 27日以上の間隔をおく (1歳までに初回3回を完了する) 追加:1歳～1歳3ヶ月の間 初回接種の最後の接種終了後、60日以上の間隔をおく	開始が生後2ヶ月～7ヶ月になる前日 初回3回 追加1回	
			追加:1歳～1歳3ヶ月の間 初回接種の最後の接種終了後、60日以上の間隔をおく	開始が生後7ヶ月～1歳誕生日の前日 初回2回 追加1回	
				開始が1歳～2歳誕生日の前日 初回1回 追加1回	
				開始が2歳以降 1回	
	五種混合 (ジフテリア・百日咳・破傷風・不活化ポリオ・ヒブ)	1期 生後2ヶ月～7歳6ヶ月になる前日	初回:生後2ヶ月～1歳の誕生日前日 20日以上の間隔をおく 追加:初回接種(3回)終了後、1年～1年半までの間隔をおく	3回 1回 初回接種終了後6ヶ月以上間隔をおく	
	B型肝炎	1歳の誕生日の前日まで	生後2ヶ月～9ヶ月になる前日 初回:1回目から27日以上の間隔をおく 追加:1回目から139日以上(約5ヶ月)の間隔をおく	初回2回 追加1回	
	BCG	1歳の誕生日の前日まで	生後5ヶ月～8ヶ月になる前日	1回	
	MR(麻しん・風しん)	1期 1歳～2歳の誕生日の前日まで	1歳の誕生日後なるべく早めに	1回	
		2期 小学校就学前の1年(年長児)	年長児	1回	
	日本脳炎	1期 生後6ヶ月～7歳6ヶ月になる前日	初回:3歳 6日以上、28日までの間隔をおく 追加:4歳 初回接種(2回)終了後、6ヶ月以上おおむね1年の間隔をおく	2回 1回	
		2期 9歳～13歳の誕生日の前日	9歳	1回	
成人	水痘	1歳～3歳の誕生日の前日	1回目:1歳～1歳3ヶ月未満 2回目:1回目接種終了後、6ヶ月～1年までの間隔をおく	1回 1回 初回接種終了後3ヶ月以上間隔をおく	
	二種混合 (ジフテリア・破傷風)	2期 11歳～13歳の誕生日の前日まで	11歳	1回	
	子宮頸がん	小学6年生の4月1日～高校1年生の3月31日まで	中学1年生	開始が15歳未満 2回 6ヶ月の間隔をおく	
				開始が15歳以上 3回 2か月の間隔を置いて2回目を接種後、1回目から6ヶ月の間隔を置いて3回目を接種	
	高齢者肺炎球菌	65歳※	—	1回	
成人	帯状疱疹	生ワクチン(水痘ワクチン)	①65歳※ ②70歳・75歳・80歳・85歳・90歳・95歳・100歳 (②は2025～2029年度までの経過措置であり、その後は廃止予定です。)	1回	
		組み換えワクチン(帯状疱疹ワクチン)	—	2回 初回接種終了後2か月以上間隔をおく	
	インフルエンザ	65歳以上※	—	1回(接種期間:10月～2月末)	
	新型コロナウイルス	65歳以上※	—	1回(接種期間:10月～2月末)	

無料(接種期間を過ぎると全額自己負担になります)



福祉・健康

※60～64歳で、次のいずれかに該当する方も対象です。

A. 心臓や腎臓、呼吸器の機能障害で身体障害者手帳1級程度の障がいがある方

B. ヒト免疫不全ウイルス(HIV)により免疫機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいがある方

任意予防接種

予防接種の種類	対象者	回数	費用
おたふくかぜ	1回目 1歳から2歳になる前日	1回	接種費用の一部を助成
	2回目 年長児	1回	
インフルエンザ	6か月から小学6年生	毎年度2回	接種費用の一部を助成
	中学1年生から中学2年生	毎年度1回	
	中学3年生	1回	無料
	高校3年生		



子育て

出産・子ども医療費など

問 保健福祉課 ☎52-2195

出産育児一時金

出産育児一時金は、出産された方が出産時に加入している健康保険から支給されます。

国民健康保険に加入されている方

出産育児一時金として50万円を支給します。(医療機関が産科医療補償制度に加入している場合)

原則として、医療機関への高額の出産費用を直接支払わなくてもよくなる「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」となります。

⚠ 国民健康保険以外の保険に加入の方

国民健康保険以外の健康保険でも、同様の制度があります。詳しくは勤務先または加入している健康保険へお問い合わせください。

出産祝金の支給

新生児の誕生を祝福し、健やかな成長を願うとともに、若者の定住を促進し、町人口の増加を図ることを目的とし、和木町の住民基本台帳に登録されている方が出産した場合に、出産祝金を支給します。

祝金の額

第1子	3万円
第2子	3万円
第3子以降	5万円

福祉医療費助成制度

高校卒業までの子どもや、町内在住の学生に係る、保険適用分の医療費を助成します。

給付内容

申請が承認されると、受給者証が交付されます。県内の医療機関はこの証の提示で、窓口で支払う保険適用分の医療費が無料になります。県外の医療機関は申請することで、後日指定された口座に自己負担分を振込みます。

必要な書類

- 加入している医療保険の情報がわかるもの
- 保護者名義の口座番号がわかるもの
- マイナンバーがわかるもの(対象者及び父母のもの)

児童手当

問 住民サービス課 ☎52-2194

児童手当

児童手当は、高校卒業までの児童を養育している方に支給されます。手当は申請月の翌月分から支給します。転入や出生が月末の場合は、その日から15日以内に申請があれば、申請月分から支給します。

児童手当支給額

区分	月額
3歳未満	15,000円
3歳以上 高校生まで	10,000円
第3子以降	30,000円

母子保健

問 保健相談センター ☎52-7290

不妊治療費の助成

不妊症のため子どもを持つことが困難な夫婦に対し、治療費等の一部を助成します。

医療機関は、山口県が指定している医療機関が対象です。県外の医療機関で治療を受けることもできます。

産後の支援

産後の母親が、心身のケアや育児のサポート等を受けることができます。

- 産後の相談支援事業
- 産後ケア事業(宿泊型、デイサービス型、アウトリーチ型)

妊産婦・乳幼児健康診査

母子ともに健康で過ごせるように、各種健康診査を行っています。

個別健診

母子健康手帳交付時等に各種健康診査や検査の受診票を交付します。

妊婦：一般健康診査(14回分)及び各種検査、歯科健診(1回)

多胎妊婦：一般健康診査(5回分)

産婦：健康診査(2回分)

乳児：新生児聴覚検査(1回分)、健康診査(5回分)

受診には

- 契約医療機関で利用できます。
- 契約外の医療機関で受診を希望する方は、ご連絡ください。

集団健診

健康診査種類	回数	対象
1歳6カ月児	年6回	1歳6カ月～2歳未満
3歳児	年6回	3歳6カ月～4歳未満

病児保育

問 教育委員会事務局 ☎53-3123

広島広域都市圏及び県内の全市町と協定を結んでいます。利用にあたって、事前に手続きが必要です。教育委員会事務局にご相談ください。

広 告

Now recruiting students!

里山保育と国際交流、両方あります

Energy, Enthusiasm, Diversity

学校法人 三宝学園

北河内認定こども園

KITAGOUCI Kindergarten SINCE1958

Tel 0827-47-2411

岩国市下454-26国道187号

錦帯橋交差点から **5分**

北河内認定こども園 **検索してね!**



問 教育委員会事務局 ☎53-3123

和木町文化会館

問 文化会館(教育委員会事務局) ☎53-3123

施設概要 ホール、集会室、講習室、視聴覚室 等

開館時間 午前8時30分～午後10時。ただし施設の利用が無い場合は平日午後5時15分まで、土日祝は閉館。

休館日 年末年始(12月29日～1月4日まで)

和木美術館(愛称:アートウィング)

問 美術館 ☎54-1009(不通時は☎53-3123)

文化遺産や芸術・美術作品などの展示を通し、身近に芸術と親しむことが出来るほか、文化発表の場として町内外の皆さまに広くご利用いただいています。

和木町立小・中学校

名称	所在地	電話番号
和木小学校	和木町和木1-13-1	53-2655
和木中学校	和木町和木2-5-2	52-4328

入学

公立の小中学校は、住民登録されている現住所により通学する学校(指定校)が定められています。

入学通知

入学予定のお子さんの保護者に対し、入学する学校を指定した「入学通知書」を、1月末までにお送りします。入学通知書は、入学式にご持参ください。

なお、次の場合は、教育委員会までご連絡ください。

- 入学通知書が届かないときや記載内容に誤りがあるとき。
- 入学通知書を受け取った後、転居、転出するとき。

転校手続き

新しい住所が決まったら、転校前の学校と転校先の学校に「いつ、どこの学校へ(から)転校するのか」を連絡してください。あわせて転出先の教育委員会へ連絡してください。

その他

就学援助制度

経済的理由により就学が困難な児童・生徒の保護者に対し、学用品、修学旅行などの小中学校で必要な費用の援助を行います。就学援助を受けるには一定の基準がありますので、教育委員会にご相談ください。

和木こども園(幼保連携型認定こども園)

問 和木こども園 ☎52-2707

幼稚園的機能と保育所的機能の両方を合わせて持つ単一の施設で小学校就学前の子どもの教育・保育・子育て支援を一体的に提供する施設です。

受け入れ体制

生後8ヶ月から受け入れ可能です

入園申込み

新年度

10月頃に広報やホームページにてお知らせします。

途中入園

和木こども園にお問合せください。

放課後児童クラブ事業 わきっこクラブ

問 わきっこクラブ ☎53-2656

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るものです。

受け入れ体制

小学校1年生から6年生までの児童で保護者が就労等により家庭で保育ができない方が対象です。

申込みは、わきっこクラブに直接お問合せください。

和木町奨学金制度

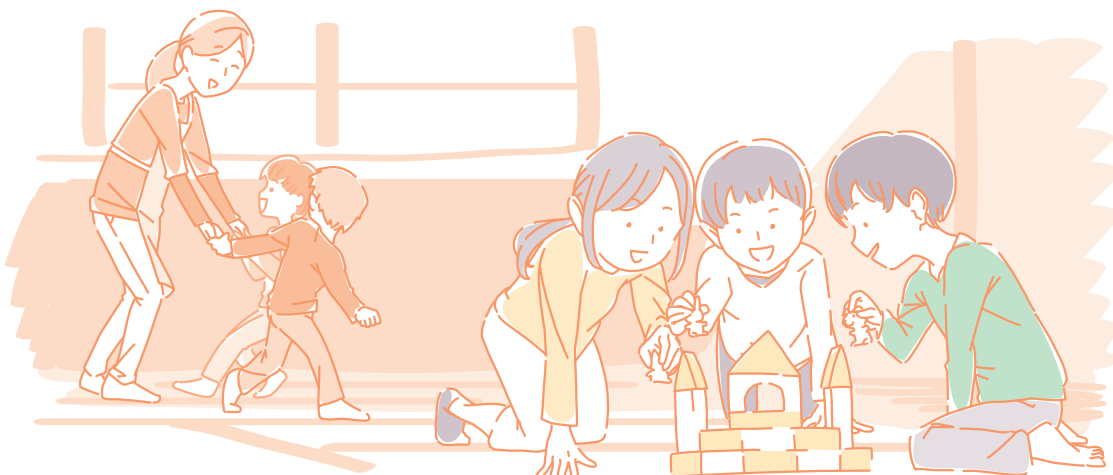
問 教育委員会事務局 ☎53-3123

以下の貸付要件を満たし、審査に合格した学生は、奨学金制度を利用することができます(審査は主に本人の成績や世帯所得を重点項目とします)。

貸付要件

- 高校生・大学生(短大生含む)・大学院生・高等専門学校生・専修学校生のいずれかに該当する方
- 学業優秀な方
- 本町に2年以上住所を有する者の子であること
- 学資の支出が困難な方

詳細は広報3月号や和木町ホームページをご覧ください。



和木町総合コミュニティセンター

問 総合コミュニティセンター ☎52-2191

施設概要 1階集会室、健康相談室、図書室、3階集会室、学習休養室、学習室兼保育室、会議室1～3

開館時間 午前8時30分～午後9時。
ただし日曜日・祝日は午後5時まで。月曜日～土曜日は、予定されている行事終了まで。

休館日 12月29日～1月4日

和木町体育センター

問 体育センター ☎52-2811

施設概要 体育館 テニスコート

開館時間 午前9時～午後9時まで
※日曜日は午後5時まで

休館日 12月28日～1月4日

▶ 町ぐるみ「和木学園」事業

問 教育委員会事務局(和木学園事務局) ☎53-3123

町全体を学びの場と捉えて生涯学習を推進する取組で、「みんなが生徒、みんなが先生」のコンセプトのもと、事務局が企画する講座だけでなく、町民が参加して講座づくりを行うなどしています。既存の活動・行事も「和木学園」の取り組みとして連携していきます。

▶ 和木町向学支援事業(検定助成事業)のご案内

問 教育委員会事務局 ☎53-3123

町ぐるみ「和木学園」では町民の皆さまの生涯学習推進を目指し、和木町内に住所を有する全ての方の検定料を助成する事業を行っています。

助成対象となる検定は、英語に関する検定(「英検」、「TOEIC」、「TOEFL」のいずれか一つ)、「数検」、「漢検」で、それぞれの検定について年度内に1人1回、検定料を助成します。(英検1級の検定料の額を上限とします。)

▶ 和木町立図書館

問 図書館 ☎54-0222

図書館では本や雑誌など約7万7千冊の蔵書があり、話題の本から学習本まで子どもから大人まで幅広く楽しむことができます。

映像化された本や受賞した本など多くの展示を行っています。また、毎年11月又は12月には図書館まつりを開催し、古本バザーや人形劇や映画上映会など多数の参加者でにぎわいます。

1 貸出(図書)

山口県内及び広島広域都市圏にお住まいの方もしくは和木町在勤の方であればどなたでもご利用できます。

2 返却

図書館カウンターに返却してください。閉館しているときは、総合コミュニティセンター1階の返却ポストへご返却ください。

開館時間 午前9時30分～午後6時15分 土・日曜日 午前9時30分～午後5時

休館日 毎週月曜日・祝日 年末年始(12月28日～1月4日) 特別館内整理日(年間5日) 8月15日

相談

▶ 各種相談

問 企画総務課 ☎52-2136

相談の種類	内容	窓口
町民相談	毎週月、水曜日に、お困りごとや身近な相談を受け付けます。	町民相談室 (社会福祉協議会内) ☎52-1616
行政相談	毎月第3金曜日に、行政相談委員が、行政に対する苦情や意見、要望を受け付けます。	
無料法律相談	弁護士による無料の法律相談で、年2回(8月、2月)実施します。日程は広報紙等でお知らせします。	
消費生活相談	毎週火曜日に、相談員が消費生活に関する相談を受け付けます。	和木町企画総務課 ☎52-2136 消費生活相談 ☎35-5310



あいあいバス(コミュニティバス)

あいあいバスの運行について

運休日

12月31日～翌年1月3日

あいあいバスの乗車料金について

あいあいバスは、全区間一律料金の有料のバスです。

乗車料金(1人1乗車の料金)

一般 100円

学生 50円

※小学生以上の学生、大学生等を含みます。
注意:運転者等が学生証の提示を求める場合があります。

未就学児童 無料

※小学校就学前まで

●回数券がお得です。

50円券24枚つづりで1,000円

車内、役場、和木駅等で販売しています。

●定期券が、さらにお得です。

一般 1か月定期3,000円、3か月定期8,000円

学生 1か月定期1,500円、3か月定期4,000円

問合先

●あいあいバス全般について
企画総務課 ☎52-2136

●乗車券は、和木駅でもお取り扱いしています。
和木駅 ☎52-0220

乗車料金の免除について

- 瀬田3、4丁目に居住する小・中学生が町内の小中学校の登下校に利用する場合
- 身体障害者手帳の交付を受け持参している方
- 身体障害者手帳1種の方に同行する介護人の方
- 療育手帳の交付を受け持参している方
- 療育手帳Aの方に同行する介護人の方
- 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け持参している方
- 精神障害者保健福祉手帳1級の方に同行する介護の方
- 75歳以上年齢を証明する書類等を持参している方
- ボランティアに従事するため乗車する場合で町長の交付した承認書を持参している方
- 山口県警察が発行する運転卒業者サポート手帳の交付を受けている方



和木駅駐輪場、駐車場

駐輪場料金表

区分	単位	料金
駐輪場	自転車	1日当たり 100円
		1か月定期 1,500円
		3か月定期 4,000円
	バイク等	1日当たり 200円
		1か月定期 3,000円
		3か月定期 8,000円

※定期は和木駅事務室で販売しています。

駐車場料金表

時間	料金	時間	料金
30分以内	無料	25時間以内	600円
1時間以内	100円	26時間以内	700円
2時間以内	200円	27時間以内	800円
3時間以内	300円	28時間以内	900円
4時間以内	400円	以下20時間を超える毎に5時間まで1時間毎に100円を加算します。	
24時間以内	500円		

※フラップ式駐車場、自動精算機





▶ ごみ

問 住民サービス課 ☎52-2194

ごみは、ルールを守って出しましょう。

収集するごみ

区分	種類	出し方
焼却ごみ	台所ごみ／紙製品／布製品／汚れたプラマーク製品／木片・枝／おむつ／カイロ／灰／在宅医療廃棄物／廃食油 など	必ず『指定ごみ袋』に入れて名前を書いて出して下さい。 生ごみは、よく水を切ってから出して下さい。 木片・枝は指定袋(L)をくくりつけて出して下さい。
プラマーク類	お菓子の袋／カップめんの容器／レジ袋／弁当がら／ジュースの容器／洗剤のボトル／食品トレイ／発泡スチロール など	必ず『指定ごみ袋』に入れて名前を書いて出して下さい。 プラマークのある製品を出して下さい。 弁当などの容器類はよく水洗いをして出して下さい。
金属・不燃ごみ	電気製品(ドライヤー・ひげそり等)／おもちゃ／くつ／かばん／パソコン／かさ／缶類／刃物類 など	必ず『指定ごみ袋』に入れて名前を書いて出して下さい。 缶類はよく洗い水をよく切って出して下さい。 刃物類は布等で包んで出して下さい。
粗大ごみ (戸別収集)	家具・寝具類(たんす・ベッド等)／電気製品(電子レンジ等)／自転車／石油ストーブ／金属製品 など	事前予約が必要です。(収集日前日の午後4時まで) 収集券を貼り指定の場所に8時30分までに出して下さい。
ガラスの日	リサイクルびん	食品・ジュース・お酒のガラスびん など ごみステーション内にあるリサイクル専用かごに入れて下さい。 中身をよく洗って出して下さい。 フタを取って出して下さい。
	陶器・ガラス類	茶碗／花瓶／植木鉢／ガラス製品 など ビニール袋に入れて出して下さい。 割れたものは布や紙で包み、袋に『危険』と書いて下さい。
	蛍光灯類	蛍光灯／電球／LED ビニール袋に入れて出して下さい。 蛍光灯、電球はリサイクルしますので、割れないように出して下さい。
	電池・ライター・スプレー類	乾電池／スプレー缶／体温計／ライター／リチウムイオン電池 ビニール袋に入れて出して下さい。 ボンベ・スプレー缶は使い切って穴を空けずに出して下さい。 リチウムイオン電池はセロハンテープで絶縁処理をして下さい。
ペットボトル	ペットボトル	ごみステーション内にあるリサイクル専用かごに入れて下さい。 フタとラベルを取り、水洗いをして、つぶして出して下さい。
新聞・雑誌	新聞・雑誌	紙ひもで縛って下さい。 紙以外のビニールカバーなどは取り除いて下さい。
ダンボール	ダンボール	紙ひもで縛って下さい。 粘着テープは取り除いて下さい。
リサイクル衣類	衣類／まくらカバー など	必ず『指定ごみ袋』に入れて名前を書いて出して下さい。 洗濯してきれいな物を出して下さい。



収集できないごみ(販売店か処理業者で処理して下さい)

危険物	ガスボンベ/油類/シンナー/塗料/農薬/火薬 など
大型機材	バイク/農業機器/自動販売機/営業用看板 など
家屋の改築、構造物の解体で生じた不要物	建築・解体廃材/瓦/ブロック/石/土/砂 など
その他	タイヤ/バッテリー/ビニールシート/農業用シート/消火器 など
「家電リサイクル法」対象品	テレビ/洗濯機/冷蔵庫/エアコン/衣類乾燥機

粗大ごみ等を直接搬入する場合(指定ごみ袋に入れる必要はありません)

搬入できるごみ	金属・不燃ごみ、粗大ごみ、ガラスの日のごみ		
搬入可能日 受付時間	月～金 ※休日等と和木町クリーンセンターが休みの日を除く 8時30分から16時まで ※16時以降は受け付けできません 指定月(4・6・10・12・2月)の第3土曜日 13時から16時まで		
搬入条件	1.町内在住者であること(免許証等で本人確認) 2.積載量が3トン以下の普通トラックは1世帯当たり1日2台、軽トラック及びその他の自動車は1日4台まで 3.町内の家庭から出るごみで、産業廃棄物でないもの		
搬入方法	搬入できるごみを車両に積み、直接和木町クリーンセンターで、手数料を納めた後、計量して搬入してください ※受け入れられないごみが混ざっていたり、仕分けが悪かったりする場合は搬入ができません。一旦持ち帰っていただきます。		
受付・搬入場所	和木町クリーンセンター(和木町大字関ヶ浜字豊年1040-1)		
搬入手数料 (お釣りがない ようにお願い します)	軽トラック	2,000円	 和木町クリーンセンター位置図
	普通トラック	5,000円	
	その他の自動車	1,000円	

犬の登録・狂犬病予防接種

問 住民サービス課 ☎52-2194

飼い犬の登録・狂犬病の予防接種・飼い犬の死亡届は、狂犬病予防法により義務付けられています。各種届け出は必ず行ってください。

犬を飼ったら	予防接種	犬が死亡したら
 役場で登録の手続きをして下さい 登録は犬の生涯に一度です	 な91犬が生後たららに 年に1回 動物病院で予防注射を受けた場合、役場で狂犬病予防注射済票交付の手続きをして下さい。	役場で死亡の手続きをして下さい。
登録を申請 鑑札の交付	狂犬病予防注射 狂犬病予防注射済票交付の手続き	死亡届を提出
登録手数料 3,000円	交付手数料 550円	必要なもの 鑑札・注射済票
飼い主が変わった・引っ越した 登録事項変更届を提出	●和木町に引っ越してきた場合は、以前の居住地の鑑札を窓口へ持ってきてください。 ●犬を譲る場合は、鑑札や注射済票も一緒に渡してください。	



生活・環境

水道を使い始めたり止めたりするときは、届け出が必要です。

水道の利用開始と中止



引っ越しが決まったら…

転入、町内転居の場合

水道の利用
を
開始

使用開始の連絡

水道を停止する場合

水道の利用
を
停止

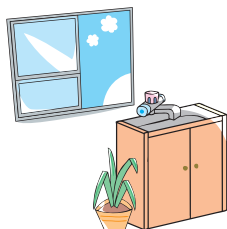
使用停止の連絡



引っ越しの日の1週間前を目安に、
まずは都市建設課に電話連絡を…

下記の必要事項についてお伝えください。

- ①住所・氏名
- ②利用開始予定日
- ③電話番号



- ①現住所・契約者氏名・電話番号
 - ②引っ越し予定日
(最後に使用する日)
 - ③引っ越し先の住所・電話番号
- 退去日までの料金を、計算して請求します。

⚠ 届け出を行わずに無断で使用された場合、停水処分となることがあります。

⚠ 届け出を行わずに転出・転居された場合、その後の使用量の負担が生じる場合があります。

水道料金について

水道料金は、メーターの数値から算出した使用量に基づいて算定します

- 前回の検針日から当月の検針日までに使用した水量で計算して、水道料金として請求します。
- 水道料金を指定納期限内にお支払い頂けない場合、給水を停止することがありますので、ご注意ください。

【支払い方法】

料金の請求は、下水道料金と合算にしています。
下記取扱窓口でお支払いください。

1 会計室

2 取扱金融機関

山口県農業協同組合・山口銀行・西京銀行・広島銀行・四国銀行・もみじ銀行・中国5県のゆうちょ銀行または郵便局

料金の支払いは、便利な

「口座振替」がおすすめです！

取扱金融機関でお申し込みください。

お支払日は月末(奇数月)です。

必要なもの:通帳、届出印鑑

自分でできる漏水の確認方法

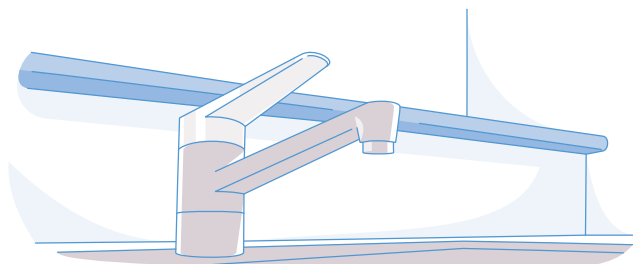
まず敷地内にある水道の蛇口をすべて閉めましょう。その後、水道メーターのパイロットマークを調べ、少しでも回っていたらどこかで水が漏れていることになります。



和木町指定(和木1丁目～5丁目
は岩国市水道局指定)の水道業者へ修理を依頼してください。



生活・環境



広 告



(株)山下工業

代表取締役 山下 豪
一級管工事施工管理技士

営業種目

- ◎冷暖房給排水工事
- ◎各種耐蝕工事
- ◎配管工事
- ◎機器据付工事
- ◎塩ビダクト工事
- ◎築炉工事

〒740-0034 岩国市南岩国町3丁目7番60号

TEL(0827)31-6231 FAX(0827)32-7121

▶ 下水道

問 都市建設課 ☎52-2198

きれいな水で、快適な暮らしを。

汚れた水を集めてきれいな水によみがえらせる下水道は、快適な生活を支える重要な施設です。

下水道使用料

下水道使用料金は、下水道施設の維持管理に必要な費用の一部を負担いただくもので、使用水量に応じて算定されます。料金の支払いは2カ月ごとで、上水道の料金と合算にして請求します。使用料は、納期限内にお支払いください。便利な口座振替をご利用ください。

こんな場合は手続きを

下水道使用区域で、次のような場合には担当課に連絡をしてください。

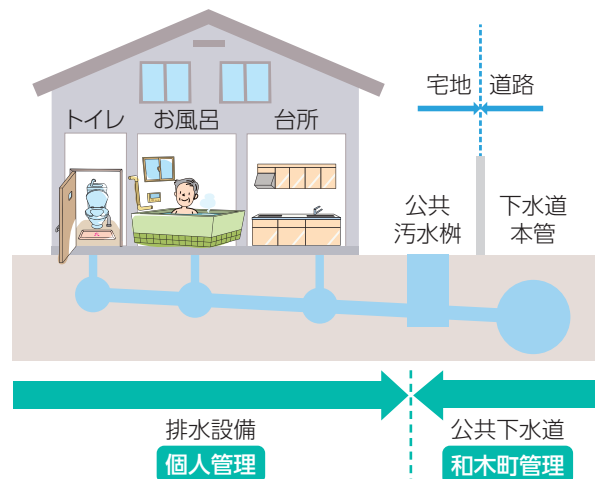
- 転入、転出をされる時
(上水道と一緒に手続きをされた場合は必要ありません)
- 井戸水使用や井戸水併用使用をしている世帯の人数が変わるとき

浄化槽

下水道未整備区域は、浄化槽を設置して生活雑排水を処理します。浄化槽は定期的な点検や検査などが必要です。詳しくは、住民サービス課 ☎52-2194へお問い合わせください。

排水設備とは

家庭からの汚水を公共下水道に流すために、宅地内に設置された桝や排水管を排水設備といいます。これら排水設備は個人の財産となりますので、個人で維持管理を行っていただくことになります。



下水道に流してはいけないもの…

下水道はみんなの施設です。管を詰まらせたり、処理場に悪影響を及ぼすものは流さないでください。

【例】台所の食品くず・残飯、天ぷら油、ガソリン、アルコール、薬品など



※食器洗いや洗濯などに使う洗剤は、必ず「無リン」のものを使ってください。また、水洗トイレでは溶ける紙(トイレットペーパー)を使ってください。

もしも下水道が詰まったら

(トイレ、台所、風呂場なども)

指定工事店にご依頼ください。



生活・環境

試料名	大地の糧	
計量項目	計量単位	計量
窒素全量(N)	% (dry)	4.3
りん酸全量(P ₂ O ₅)	% (dry)	4.9
加里全量(K ₂ O)	% (dry)	0.9
有機物(強熱減量)	%	65
水分または水分含有量	%	23

有機質豊富な肥料:「大地の糧」(工場直売)
 1袋20kg入り: 66円(税込)
 住所: 廿日市市浅原甲962-2 Tel: 0829-72-2410
 広島堆肥プラント株式会社

産業廃棄物収集運搬 土木工事業
 管工事業 舗装工事業 水道工事業
 型枠大工工事業 石工事業

エクステリア(外構)工事
 基礎工事 擁壁工事 ブロック工事
 塙工事業 浚渫 解体

有限会社田中土木
 〒739-0631 広島県大竹市防鹿3310
 TEL(0827)57-2306 FAX(0827)57-2323



住まいの基礎知識



リフォームの進め方とポイント

Step1 具体的な計画をたてる

- 時期、期間は？ ● 予算は？

リフォームの目的から具体的な計画を立てましょう。
この時点での情報収集も大切なポイントです。



Step2 事業者を決める～契約する

- 施工業者の事業内容がリフォーム目的と合致しているか？
- 実績や業務内容を吟味。信頼できる事業者か？
- 候補を数社選んで同じ条件で見積書を提出してもらい検討したか？

契約前に疑問点・不安点は徹底的に確認しましょう。

見積書・提案書や契約書だけでなく、打ち合わせの際の資料やメモなど書類にはしっかり目を通し、保管しておきましょう。



Step3 着工

- 工事に向けての準備や近隣への周知は大丈夫か？
- 工程表に基づいて進んでいるか？
- 変更・追加などが発生していないか？

定期的に施工業者から報告・連絡を受けるようにしましょう。また、不安がある場合は施工業者の担当者を通じて確認するようにしましょう。



Step4 着工後

- 事業者立ち会いの下、確認をし説明を受けたか？
- 今後のメンテナンスや保証先を確認したか？



株式会社サイネックスによる編集記事ページです

ここは有料広告掲載ページです



おかげさまで100周年 **100** years

ANNIVERSARY

株式会社太昭組

〒740-0001 岩国市装束町4丁目1-6 Tel0827-21-6161 Fax0827-24-4591 www.taishogumi.com

塗装のことならおまかせください

もみじペイント

国内一流メーカー塗料使用
屋根・外壁塗装等 お見積無料

営業の廣中です！

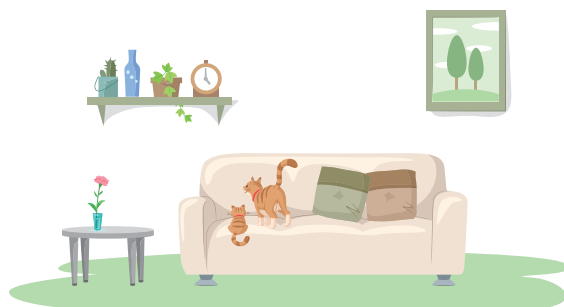
地元のお店です

広島県知事許可(般・4)第34348号

広島県大竹市新町3丁目9-22 大竹本店
広島県広島市中区大手町 広島支店

ナゴロヨイイロ

☎0120-75-4116



できるかも？

軽く

毎日の生活費

JA 山口県 和木支所

JA 共済

自動車共済

お見積りしませんか？

安心を、
お手頃に。



頼れる保障で



万一のときも安心

ムダなく見直して



家計にやさしい

JAだからこそ



親切・丁寧なサポート

JAバンク

くらしと夢をサポートする
身近なパートナー




貯金

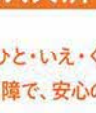

ローン


資産づくり

JA共済

「ひと・いえ・くるま」の
保障で、安心の毎日を。


ひと


いえ


くるま

JA山口県 和木支所

和木町指定金融機関

☎ **0827-53-1722** | ☎ **FAX 0827-53-2965**

〒740-0061 山口県玖珂郡和木町和木一丁目12番30号

編集後記

「和木町 暮らしの便利帳」は、和木町にお住まいの皆さまへ、町の行政情報をお届けするとともに、地域企業の発展につなげることを目的として発行しました。

また、住民の皆さまに、より利便性の高い情報源としてご利用いただけるよう、官民協働事業として和木町と株式会社サイネックスとの共同発行としました。

「和木町 暮らしの便利帳」は、地域の各団体および事業者の皆さまのご協力により、行政機関への設置はもとより、和木町の全世帯へ無償配布することができます。あらためて心より厚くお礼申しあげます。

■「和木町 暮らしの便利帳」に掲載の行政情報は、令和8年8月1日現在の情報を掲載しています。社会情勢の変動等により内容が変更される場合がありますので、あらかじめご了承ください。行政情報の内容・手続き等で不明な場合は、各担当課までお問い合わせください。

■掲載されているスポンサー広告は、暮らしの情報としてご利用ください。広告内容については株式会社サイネックスにお尋ねください。

和木町 暮らしの便利帳

令和8年10月1日発行

発行

和木町／株式会社サイネックス

和木町HP



サイネックスHP

制作

株式会社サイネックス

〒543-0001 大阪府大阪市天王寺区上本町5-3-15
TEL.06-6766-3333(大代表)

広告販売

株式会社サイネックス 山口支店

〒745-0861 山口県周南市新地2-8-1
TEL.0834-32-3991

※掲載している広告は、令和8年8月現在の情報です。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

無断で複写、転載することとはご遠慮ください。

QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。



和木町

Waki town